



「北海道 濤沸湖 鶴」

TAINS だより新年号をお届けします。

バージョンアップされた TAINS6.1 がリリースされ早くも一か月が過ぎました。大きなトラブルもなく順調に稼働し、また検索しやすくなったなどの声をいただいております。さらに利便性が高まるようにシステムの改良を目指すとともに、このコロナ禍のなかでもより多くの皆様に TAINS6.1 をご利用いただけるように、出来ることを精一杯行ってまいりたいと思います。

昨年は、未曾有のコロナ禍に翻弄された一年でしたが、本年は一日でも早くコロナ禍から回復し日常を取り戻し、会員の皆様が発展的な年になりますようにご祈念申し上げます。

また、本年も昨年同様 TAINS をご愛顧くださるようお願いいたします。

一般社団法人日税連税法データベース  
上田 健一

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しよー君  
(消費税担当)



もろ君  
(諸税担当)



ちーちゃん  
(地方税担当)



あいちゃん  
(相続税担当)



ほう君  
(法人税担当)



ところ君  
(所得税担当)

## Contents / 目次

2021 新年号  
VOL27 No.225

- 特別寄稿 闘いの現場の法解釈と事実認定 — 2  
弁護士・税理士 山本洋一郎
- メールニュース (2020年10月~2020年12月収録) — 12
- 検索キーワードランキング (2020年1月~12月) — 20
- DB収録情報、会員数 — 21

## 闘いの現場の法解釈と事実認定

弁護士・税理士 山本 洋一郎

### はじめに

私は、弁護士・税理士として税務調査立会・審査請求・税務訴訟・査察事件等の闘いの現場に40年近く従事してきた実務家で、TAINS編集長に就任された三木義一先生とは、①税務訴訟等の闘いの現場の戦友として学者意見書の作成をしていただき数々の勝訴判決を得てきた仲であり、②また、国税通則法平成23年改正では三木先生が政府税制調査会専門委員として、私が原案作成に関与した日本弁護士連合会税制委員会の委員長として、改正の実現にタッグマッチを組んだ仲であり、③このたび、三木先生が青山学院大学学長を定年退職されたのを機に、私が代表者の弁護士法人山本法律会計事務所（東京事務所）に籍を置くことになられた仲であります。その三木先生からこのたび執筆依頼を受けたので、喜んで引き受けた次第です。

ただ、私はあくまで現場の実務家にすぎないので、これまで私が闘ってきた勝訴判決の評釈を再現するしか能がなく、以下、私が最近（平成28年以降）扱った事件に限って記述します（注1）。

その中で、税法解釈（文理解釈優先の原則、借用概念の解釈等）及び事実認定（要件事実及び間接事実の主張、立証責任の分配、事実上の推定等）のポイントを解説します。文体は肩苦しい学術書とならないよう、学者Mさん（架空の人物）と私Yとのかけ合い風にします。

**1 実例10—源泉徴収義務者と受給者との求償関係**  
（東京地裁平成26年（ワ）第33074号損害賠償請求  
平成28年3月25日判決。TAINS未登載）

㊦ これから山本先生に闘いの着眼点、作戦、立証等のポイントを語っていただきます。まず、実例10についてお願いします。

㊧ 事案自体は税理士ならどこでも見かけるシンプルなものです（注2）。

### 実例10の「事案の概要」

- (1) 原告医療法人が運営する医院に常勤医師として勤務していた被告に対する給与について、税務署から調査を受けた結果、①原告が訴外Y社（被告の妻が代表取締役で薬品管理業務を月額63万円で請負った会社）に支払った請負代金月額63万円と、②原告が第三者から月額9万2000円で賃借した住宅を社宅として被告に無償で使用させていたその賃料相当の月額9万2000円と、がいずれも原告の被告に対する給与であると認定し、これらをYの本来の給与に加算したうえで給与源泉徴収すべきであったのに、その上乗せ分の徴収を怠っていたとして、過去5年分の①源泉徴収本税の合計1335万9468円及び②重加算税及び不納付加算税の合計417万7000円、それらの総合計1753万6468円の納税告知処分を受けて（以下「本件追徴課税処分」という。）、これを原告が給付した。
- (2) その後、原告は被告に対し、追徴納付した総合計1753万6468円を請求する訴訟を提起した。

㊨ 被告（税務調査の直前に原告医療法人を退職して個人で開業したそ）の関与税理士さんからの依頼でした。飛び込み依頼のときの着眼点は、次の[図1]を見て下さい。

### [図1] 着眼点の三つのポイント

- (1) 課税に至る事情を詳しく聞く
- (2) 課税庁に勇み足はないかを探す
- (3) 何かおかしい課税じゃないかと動物的な嗅覚をきかす

㊩ [図1]の(1)のどんな事情が聞き出せましたか？

㊪① 平成21年5月、原告の院長に被告が「税金が高くて手取りが少ない、何とかありませんかね～」

ともらしたのに対し、院長が「従前の君の給料（月額160万円）を（60万円）削って、その分を、奥さんを代表者とする会社を設立して、同社が薬品の管理業務を請負ったことにしその請負代金として支払うスキームを作れば、削った源泉所得税見合い分が節税できるよ」と助言し、それが実行され設立されたのがY会社で、その社長となった奥さんは被告とは別居中で当該請負義務を全くしておらず、出勤すらしていなかったこと

② 月額60万円分の源泉所得税見合い分をどうするかについては、そのスキームが開始された平成21年5月の時点でも、被告が退職して独立開業した平成25年10月の時点でも、その後の時点でも、その源泉所得税見合い分を被告が負担する旨の合意はなく、原告の税務調査が始まって原告が平成26年5月に本件追徴課税を受けその納付を済ませた後になって、初めて、納付額総合計分を原告が被告に対して請求したこと

③ そして、原告の関与税理士から強く言われて、被告が100万円を2回（2か月）払ったところで、被告の開業後の税理士さんから私に依頼があってその支払いをしなくなったこと

㊟ エッ!何か危険だらけの臭いがしますね～。課税庁による本件追徴課税処分自体には全く問題はなさそうですね?

㊥ 正に「官と民との関係」では、そのとおりです。その「官と民との関係」が、当然に、「民と民との関係」すなわち「源泉徴収義務者と受領者との関係」にも当てはまるのかという点が気になりました。

というのは、この「官と民との関係」と「民と民との関係」は、直接の関係は切断され、それぞれの関係が別箇に存在するという見解で最高裁判例・通説が統一されていることがヒラメイタからです。

㊟ [図1]の「(2) 課税庁に勇み足があった」事案ではないが、「原告及びその税理士に（当然当てはまると誤解した）勇み足があった」事案ではないか、という着眼ですね。

そこで、山本先生は、どんな作戦を立てましたか?

㊥ 私は、作戦の立て方には三つのポイントがあると思っています。[図2]を見て下さい。

### [図2] 作戦の立て方の三つのポイント

(1) 基本原理編（「法律上の主張」の三つのポイント、「事実上の主張と立証」の四つのポイント、を各参照）のどこに主戦場を置く事案かを選択する

(2) その主戦場に関する学説・判例を読み返す  
(3) 本件へのあてはめ、を考える

本件で [図2] の (1) の主戦場を、上記の最高裁判例・通説の法解釈に置くことを選択しました。

㊟ 最高裁判例というのは、最判昭和45年12月24日民集24巻13号2243頁のことですね?

㊥ はい。

㊟ [図2]の「(2) その主戦場に関する学説・判例を読み返す」の結果何か分かりましたか?

㊥ まず第一に、上記ヒラメキどおりの最高裁判例・通説の統一見解があることです。

第二に、給与等受給者は、（直接、国に対しては、源泉徴収義務の存否及び範囲について争うことができず）給与等支払者から納付した源泉所得税等について求償権の行使を受けたときに、源泉徴収義務の存否及び範囲について（民々同士で）争うことができると解釈されていること（通説でもあります）。

㊟ この第一及び第二の法解釈から、具体的にどのように「(3) 本件へのあてはめ」へと展開して行ったのですか?

㊥ 先ず、第一に、いきなり、学術論文のように「本件の争点」との見出しのもと、「本件の争点は、源泉所得税の求償関係において、給与支払義務者が国に源泉所得税分を追加納付したときに、当然に（自動的に）給与受給者に対する求償権が発生することとなるかどうかにある」と述べ、次に、第二に「判例学説」を長々と説明し、さらに第三「本件への当てはめ」として、「原告には、追徴納税をしたことから直ちにその分を給与受給者に請求できる権利が発生するわけではないこと、すなわちその分を給与受給者が負担する旨の民々同士の合意が成立していなければ請求する権利は発生しないこと」を展開しました。

㊟ 学者の論文ばりの論旨展開ですねー

㊥ はい、「こちらの訴訟代理人は、ただ者じゃないようだなー、学者みたくに判例学説に詳しいんだなあー」と相手訴訟代理人にしよっぱなでかましてビビらせ、ひいては担当裁判官にもかませるんです。出会い頭（がしら）の犬のケンカのように!

㊟ 戦いの現場は「出会い頭の犬のケンカのようにあれ!」というのが山本流なんですねー

他に、事実認定の点ではどんな作戦を立てましたか?

㊥ 給与支払者と給与受給者との間にどちらか負担する旨の合意があったかの事実認定について、

「間接事実の主張及び立証、立証責任の分配等」の展開をしました。

- ㉓ ここで、「間接事実の主張及びその立証、立証責任の分配等」とは何かの一般論を読者に紹介して下さい。
- ㉔ 事実認定については、民事訴訟法との関係で、次の[図3]のとおり四つのポイントがあります。

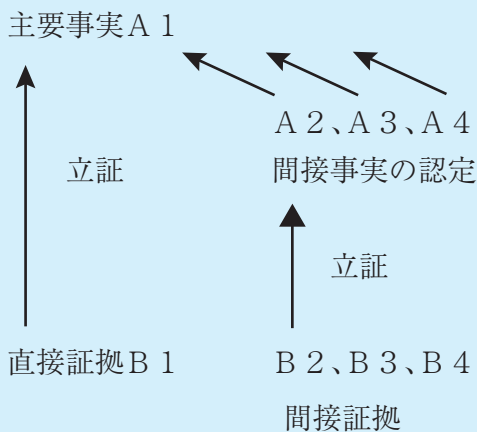
**[図3] 事実上の主張と立証の四つのポイント**

- (1) 主要事実と間接事実  
(直接証拠)と(間接証拠)
- (2) 人証と書証
- (3) 立証責任の分配
- (4) 本証と反証

この四つのうちの(1)がとくに大事なところですよ。

- ㉓ まず「主要事実」とは、課税要件・非課税要件に直接該当する事実ですね、これに対し「間接事実」とは、複数の間接事実を積み重ねると主要事実を推認できる事実ですね。
- ㉔ はい。次にその主要事実とズバリ該当する証拠を「直接証拠」と呼びますね(例えば、贈与税課税に関して「贈与契約書の存在」などです)。これに対し、その間接事実と該当する証拠を「間接証拠」と呼びますね(例えば、贈与課税の主要事実のうちの金銭交付について、ある日に父の口座から500万円出金され同日に長男の口座へ同額入金されているとか、主要事実のうちの返済約定の有無について、毎月10万円ずつ返済する旨の借用書があるが毎月10万円の移動が口座にないとか。なお、これらの間接証拠を、刑事訴訟では「情況証拠」と呼んでいます)。直接証拠がない場合のポイントは、次のとおりです。

**[図4] 事実の認定作業**



- ㉓ この「間接証拠により複数の間接事実を認定し、そこから主要事実を推認して行く」作業は、

実戦ではとっても大事なことですよねー。

- ㉔ はい。税務調査の現場で税務職員は、よく「領収書がないから認められません」と言いますが、私は、立会現場で、「それは『直接証拠がない』と言ってるだけで、これこれの間接証拠があってそこからこれこれの間接事実が認定でき、これら各間接事実を総合すれば、主要事実の推認ができていますよ、直接証拠による認定と間接証拠による認定とがあることを知らないのですか?」と反論することになっています。
- ㉓ 大学のゼミみたいなことを、闘いの現場でふっかけているのですねー。いやな税理士立会ですねー。さて、本件に戻って、合意があったかの事実認定について、どのような主張をしましたか?
- ㉔ 本書3頁の「次の事情が聞き出せました」のところで記載した、①の事実、②の事実を各主張し、これらの事実について間接証拠(被告の陳述書や証言等)で各立証し、「被告が負担する旨の合意は成立していなかった」と結論付けたのです。
- ㉓ さて、山本さんの展開は判決ではどうなりましたか?
- ㉔ 次のとおり、ほぼ全面的に認めてくれました。当裁判所の判断(判決文より。アンダーラインは筆者加筆)

- 1 争点1(原告納付額について、被告に法律上の原因のない利得があるか)及び争点2(原告と被告との間に、原告納付額を被告が原告に支払う旨の合意があったか)について
  - (1) 源泉徴収による所得税の納税者は、支払者であって受給者ではないから、法定の納期限にこれを国に納付する義務を負い、それを怠った場合に生ずる附帯税を負担すべき者は、納税者(徴収義務者)たる支払者自身であって、その附帯税相当額を受給者に請求することはできないと解されており(最高裁昭和43年(オ)第258号同45年12月24日第一小法廷裁決・民集24巻13号2243頁参照)、これを本件について見ると、原告納付額のうち、加算税分については、徴収義務者であり納税者である原告は、受給者である被告に請求することはできないと解される。よって、加算税分については、被告の不当利得となることはない。
  - (2) そこで、本税分について検討する。この点、受給者は、源泉徴収による所得税を徴収されまたは期限後に納付した支払者から、その税額に相当する金額に支払を請求され

たときは、自己において源泉納税義務を負わないことまたはその義務の範囲を争って、支払者の請求の全部または一部を拒むことができるものと解されているので（前掲最高裁判決参照）、支払者である原告が原告納付額を国に納付していたとしても、原告が直ちに、これを受給者である被告に対して不当利得として請求できるものではなく、その義務の範囲は原告と被告の間の私法関係によって決せられるものと解される。

(3) 事案の概要のほかに、以下の事実が認められる。

ア まず、本件追徴課税処分の前、原告と被告のどちらが原告が納付することになる税額を負担するかについて、明確な合意があったことを認めるに足りる証拠はない。

原告は、このような場合には、不当利得返還請求権に基づき、当然に原告から被告に対する求償が認められると解しているようにも見える。しかしながら、原告は、訴外Y社との管理業務請負契約については、これが被告の給与から源泉徴収される税額を減らすものであることを、本件建物の賃貸借契約については、これが被告に居住の利益を与えるためのものであることを、いずれも了承し、容認して各契約を締結していたと考えられ、また、処分の対象者であり、異議の申立てができる支払者と違って、受給者も源泉納税義務の存否・範囲について争う余地が残されるべきであるとする前掲最高裁判決の趣旨からしても、明確な合意がないにもかかわらず、事前に受給者がいかなる金額についても支払う旨の合意が成立したと推認することはできないと考えられる。そうであるとする、原告と被告の間に明確な合意がない場合には、当然に、原告が被告に対し、原告納付額を求償できる、あるいは、原告が被告に対し求償できるとの合意が成立していたと推認することはできないと解される。そして、明確な合意が認められない本件においては、別途合意が成立した場合でなければ、原告は、被告に対し、求償することはできないと解するべきである。

(4) 以上からすると、その他原告の主張するところに鑑みても、原告納付額について、原告が被告に対し不当利得返還請求をすることが

できると解することはできず、また、本件支払合意も認められない以上、原告の被告に対する、原告納付額についての請求は認められない。

㉓ 歯切れのよい判決ですねー。まとめとして、本件判決の意義とその射程距離について山本さんの見解を述べて下さい。

㉔ まず、意義について。

(1) 本判決の最大の意義は、給与支払者が、後日、源泉所得税・附帯税を納付しても、当然には給与受給者にその支払義務はないこと、その法律構成は不当利得が成立しないことであると明確に判示したことであります。

(2) ちなみに、前掲最高裁昭和45年12月24日の事案は、附帯税分はそもそも源泉徴収義務者固有の債務と判断してその給与受給者に対する請求権を否定し、源泉所得税本税分については、その請求を認めた原判決の判断を結論において認めています。その理由は、給与受給者（被告）の戦い方が、専ら、「現行の源泉徴収制度の条文が国と源泉徴収義務者との関係のみを定め、その追徴課税処分自体を給与受給者が国を相手に争うことを認めていないのは憲法違反の違法がある」等との理由のみで、最高裁で（おそらく原審でも）争ったためと思われる。もっとも、この源泉所得税本税分の請求を認めた点については如何なる理由によるものか判決に明示されていないため先送りされた課題となっています。この点を明示したのが本判決の意義と思われます。

（以上、注2の文献225頁より引用）

㉔ 次に、射程距離について。

筆者が支払ストップをかけずに払い続けていたとしたら、果して同様の判示となったかを考えると、危なかったと回顧されます。この点、税理士さんの中には、民と民との法律関係についても、つい官と民との法律関係と混同する傾向があり今後、税理士の業界において、その傾向にストップがかかることを希望します。

(2) 本件事案の事実認定については、私自身は、むしろ源泉所得税見合い分は給与支払者が自己負担する旨の（黙示の）合意が給与受給者との間で成立していたと推認することのできた事案ではなかったかと思っています。（以上、注2の文献225頁226頁より引用）

## 2、 実例11—交際費等の損金不算入の規定（措置法61条の4）の適用の限界（福岡地裁平成29年4月25日判決。TAINS-Z888-2083）

- ㊦ さあ、次に、実例11についてお願いします。
- ㊧ 私は、かねて、多くの税理士さんから、課税庁の実務において、本来、福利厚生費・給与費・広告宣伝費等に属し損金算入されるべきものであっても、資本金が1億円超えの会社だと、租税特別措置法61条の4の「交際費等」に該当するとして課税されたり修正申告を勧奨されたりする例が後を絶たないとの話を聞かされてきました(注3)。

### 実例11—事案の概要

- (1) 原告が平成20年3月期ないし24年3月期の事案度の法人税に関して、
- A、従業員等を参加させた「感謝の集い」と名付けた行事（以下「感謝の集い行事」という。）に係る費用及び
- B、原告の工場内の下請企業の従業員に対して支給した「表彰金」と名付けた金員（以下「表彰金」という。）に係る費用、
- をいずれも損金の額に算入して確定申告したところ、課税庁が、ABいずれの費用も措置法（平成24年法律第16号による改正前のもの。）61条の4第3項（現行第4項）に規定する「交際費等」に該当するので損金算入することはできないと否認して上記各年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を行ったことから、その本件各更正処分等の取消を請求した事案です。

- ㊦ Aの費用とBの費用とでは、取消訴訟提起後の運命を異にしたそうですね？
- ㊧ それが、大違いになったのです。まず、Bの費用については、原告が訴状・第1準備書面を提出し、被告が答弁書・第1準備書面を提出した段階で、早々と、課税庁が訴訟外で職権でBの処分の全部を取り消す減額更正処分をしました。しかも、その減額更正の理由は原告が訴状・第1準備書面で主張した理由をそっくり是認したものとなりました。
- ㊦ そんなことってあるんですか？
- ㊧ このような経験は私の40年近い多くの税務訴訟で、本件の他に1件しかありません。

このBの費用の事実関係は、次のとおりです。

原告の工場内で働く専属下請企業の従業員は、その労働の実態が原告の従業員と異なるが、

原告の従業員にボーナスが支給される時期に下請企業は零細企業のためボーナスが支給されていないのを見た原告の社長が、原告があらかじめ定めたボーナス基準と同様の基準に従って、原告から各下請従業員に対して一時金を支給することとし、それを「表彰金」と呼んで来たのです。

課税庁は、その表彰金の支給が措置法61条の4に定める「交際費等」に当たるとして課税し、その理由を、措置法基本通達61の4(1)-18(下請企業の従業員等のために支出する費用)に求め、その通達の条文に本件の専属下請に対する一時金が列記されていないとの理由を述べていました。(読者の皆さんは措置法基本通達61の4(1)の18を見て下さい。)

- ㊦ ウン?通達に列記されていないから、という理由だけでですか？
- ㊧ はい。そこで原告は、訴状で、①そもそも通達には裁判所・国民を拘束する効力がないこと、②しかも「通達中に例示がないとか通達に規定されていないとかの理由だけで法令の規定の趣旨や社会通念に即しない解釈に陥ったりすることのないよう留意されたい」との法人税法基本通達の前文を引用のうえ、当該通達は例示にすぎない定めとなっていること、③実質的には請負代金の上積みであって、「業務委託のための費用等」に該当するもので、法に定める「交際費等」に該当するものではない旨主張したところ、その原告主張の理由と結論がそっくり是認されたのです。
- ㊦ Bの費用については、早々と解決したのですね。ところで、減額更正されたBの費用の法人所得額はいくらだったのですか？
- ㊧ 5年分合計で、3億5525万円の多額でした。
- ㊦ 正にメダタシメダタシでしたねー。次にAの費用についての展開をお願いします。
- ㊧ [図1]の着眼点の三つのポイントの「(1) 課税に至る事情を詳しく聞く」から入った結果、次の事実が分りました。

### 事案の要旨（判決文より）

- ① 原告は、昭和41年4月設立の会社で、養鶏から鶏肉処理加工を経て食肉販売等までを一貫して行う企業であり、平成26年3月末期の現況は、資本金6億円、年商536億円、従業員数1185名、九州各地に工場を擁する企業であること。
- ② 本件行事の目的は、原告が原告代表者のリーダーシップの下、生産及び販売体制の整備によって債務超過による倒産の危険を乗り越え、グループ会社を含めて黒字経営となったという経営再建

の歴史的経緯を踏まえて、原告代表者が、その原動力となった従業員に感謝の気持ちを伝えて労苦に報いるとともに、従業員の労働意欲を更に向上させ、従業員同士の一体感や会社に対する忠誠心を醸成することにあったこと

- ③ 原告は資本金6億円の企業で、措置法61条の4の交際費等の損金不算入会社に該当すること。
- ④ 行事の概要は次のとおり
  - a、その目的は、専ら従業員の慰安、勤労意欲の向上等のためのもの。
  - b、その内容は、コース料理等の飲食及び歌、楽器演奏等の鑑賞
  - c、その1人当りの費用は2万数千円。
  - d、その開催の時期・回数等は、毎年3月に年1回開催。
  - e、その参加者は、従業員約1200名全員に参加を呼びかけ、その参加率は71ないし75%。従業員以外では原告役員、工場内専属下請負企業の従業員であって、取引先等の第三者は含まれていない。
  - f、その開催場所は、宮崎県のシーガイアリゾートの宴会場。

㊦ [図1]の「(3)何かおかしな課税じゃないかと動物的な嗅覚」が働きましたか?

㊧ 上記②、④の事実からすると、いわゆる従業員に対する福利厚生 の 典型例なのに、損金算入を否定するのは、法解釈のどこかに誤りがあるのではないかとピンとくる所がありました。(読者の皆さんは措置法61条の4及びその除外規定を見て下さい。)

㊦ 次に[図2]の(1)のどこに主戦場に置く選択をしましたか?

㊧ ズバリ「措置法61条の4の解釈の誤り」との選択をしました。

㊦ [図2]の「(2)その主戦場に関する学説・判例の読み返し」の結果、どんなことが分りましたか?

㊧ この点を掘り下げた学説は、ただ一冊を除いて皆無のようでした。判例は、結論として最高裁も下級審も課税処分を是認するものばかりが十数箇ありました。

そのただ一冊とは、松澤智先生の「新版租税実体法」(注4)でした。松澤智先生は、私の司法修習生時代の裁判所教官で、退官後も私の師匠となって下さった方で、先生の本はスミからスミまで読み込んでいましたので、すぐ該当箇所を引き出せました。とりあえず、同書を基にして訴状を仕上げ第1準備書面のタタキ台までできたところで、学者に私的鑑定意見書の作成を依頼することにし、永年交流

のあった三木義一教授に相談したところ、青山学院大学の学長に就任する直前の超多忙な時期にもかかわらず、引き受けて下さり、その意見書を書証で提出すると共に第1準備書面にその要旨を盛り込むことができたのです。

㊦ へえーいい学者さんを引き込みましたねえ。で、どんな意見書でしたか?

㊧ 三木義一教授の意見書の要旨は次のとおりです。

その要点は、そもそもの措置法の制定の経緯・趣旨から同法の解釈は厳格でなければならないと明示した点、先行する下級審判決を詳細に分析し批判した点、「交際費等」に該当するかの争点のほかに「通常要する費用」に該当するかの争点も取り上げた点等、原告の主張の基盤となった意見書であるので、以下、その要旨を紹介します。

#### ① 租税特別措置法の解釈方法

まず何よりも、本件の交際費課税の要件が租税特別措置法に定められていることを、裁判官は正確に理解すべきである。なぜ、法人税法にではなく、租税特別措置法に規定されているのかその理由を理解しておかねばならない。

交際費が、寄付金のように、そもそも事業上の経費性が希薄な支出であれば、その損金性を法人税法本法で制約することも可能であったかもしれない。しかし、交際費は、企業会計上当然の損金であり、実際に支出している以上、その損金性を否定することは本来できないものである。

ところが、昭和29年の、いわゆる「社用族」の氾濫による資本蓄積への影響を懸念した政府は交際費の損金性を「政策的」に制限せざるをえなくなり、そのために、租税特別措置として損金算入否認規定を設けたのである。

租税特別措置は、通常は課税されるものを例外的に非課税にする優遇措置が多いが、交際費特例は全く逆に、本来原則課税されないものを、例外的・政策的に課税し、納税者に著しい不利益を及ぼす特別措置である。従って、最高裁が、非課税規定を優遇措置として「厳格解釈」しなければならないと強調するなら(例えば、「不動産の取得」の解釈についての最高裁昭和48年11月16日民集27巻10号1333頁第二小法廷判決など)、不利益措置としての租税特別措置の解釈はより厳密な「超厳格解釈」でなければならないはずである。

この点、交際費に関する租税特別措置法の解釈についての従来の裁判例は、まったく非体系的

な錯覚した議論を展開している。例えば、東京地裁平成21年2月5日判決（注 10）をみると、次のような記述で交際費に該当するとしている。「従業員の慰安行事のため支出する費用は、本来は損金に算入されない交際費等に該当するものであることを前提としつつ、その費用が『通常要する費用』の範囲にある限りは、従業員の福利厚生費として法人が負担するのが相当であり、その全額につき損金算入を認めても法人の冗費を抑制するなどの目的に反しないからであると解される」

まず、「従業員の慰安旅行が本来は交際費等に該当する」というのは、一体、法人税法及び企業会計のどこから出てくるのだろうか。全く税法を誤解した説明と言わざるを得ない。従業員全体を対象にした慰安旅行は本来福利厚生費であり、それが法人税法の原則である。また、交際費は本来損金に算入されないものではない。政策的に、本来は損金算入が当然なものを規制したに過ぎない。その意味で、この判決のこの文章は全く法人税法の仕組みを理解していない記述と言わざるを得ない。

従って、本来は福利厚生費であるが、ただ、福利厚生の名目で特定の従業員等に対してのみ飲食費が支出されているようなときには、通常の福利厚生費としての実態が疑わしい場合がありうる。そのような場合は、特定の従業員に対する給与や交際費に該当するとしないと不合理な場合があり得るが、それはあくまでも例外である。

## ②「交際費等」の規定内容

本来損金なのに、政策的に損金算入が否定されている「交際費等」の規定内容を次に確認しておこう。租税特別措置法61条の4（平成26年法改正前の本件課税年度に係るもの）の規定によると、損金算入が否定されるのは、「交際費、接待費、機密費その他の費用」で、「得意先、仕入れ先その他事業に関係のある者等に対する」支出であり、その行為が「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為」という三要件を具備するものに限られている。

この規定から、一般的に理解されるのは、取引相手に対する支出が規制の対象であり、従業員は原則として対象にならない、ということである。

ただ、そうすると、いわゆる社用族による冗費節約が形骸化されることから、従業員でも会社の費用で飲食を重ねる特定の従業員は例外的に規制の対象にしなければならないので、事業関係者等に含めて規制せざるを得ないことになる。つまり、

交際費課税の対象になるのは、一部の従業員が企業より接待等の利益を受けた場合に限定されているのである。逆に、企業が全従業員に接待するというのは法人税法の仕組みからはあり得ないのである。それは基本的に福利厚生費か、それが異常に高い場合には給与になりうるか、に過ぎない。

ただし、企業が一部の従業員に便益を与えた場合であっても、全従業員に与える便益等と変わりが無いものもある。このような場合に、一部の従業員が受けたということだけで交際費課税をするのは、冗費節約という政策目的にも合致しないので、特別措置法は「従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用」であれば、あえて交際費課税の対象にしないことを明記したのである。

つまり、特別措置法の規定が従業員に対する支出を含めるとしても、それは社用族としての実態のある一部従業員に対する支出を対象にしたのに過ぎないのであり、全従業員を対象とするものは本来含めていないのである。

また、一部の従業員に対する支出である場合でも、福利厚生としての実態がある場合もあるのであり、そういう場合は「通常要する費用」の範囲内として除外されているのである。

この点を実務、裁判例が全く誤解していることが、こうした誤った課税を引き起こしている。

## ③ 従業員参加型の慰安行事の従前の下級審判決の分析

被告が依拠しているのは、交際費課税を安易に認定してきた従来の裁判例にすぎないし、前提がだいぶ異なる。

ア まず、東京地裁昭和56年4月15日判決（注6の一審）は特定の役員・従業員が支出した飲食代の事案であり、本件とは全く前提が異なる。

イ また、京都地裁平成11年9月10日判決（注9）は、従業員よりも取引先の対象者が圧倒的に多く、しかも従業員の少数割合しか出席しなかった事例であり、これまた前提が異なる。

全従業員を対象とした事案としては、東京地裁昭和57年8月31日判決（注8）と東京地裁平成21年2月5日判決（注10）があるが、この点は先行裁判例として検討しておこう。

ウ まず、東京地裁昭和57年判決は「本件祝賀会の参加者627名の中には、下請業者60名が含まれており、本件祝賀会がもつぱら従業員慰安のためであるとはいえない」ということを根拠にした

判決である。法律用語としての「もっぱら」を100%と解していることになる。

しかし、通常の法律解釈としては「専ら」は「主として」の意味で使われており、その割合は通常7割程度ということ为前提にしていることは周知の通りである。

また、この判決の解釈は、全従業員を対象にした福利厚生でも通常の費用を超えている場合には、交際費になるという誤った前提に立っている。従業員への支出が交際費課税の対象になるのは、全従業員への支出ではなく、特定の従業員に対する支出の場合であり、その形態等が接待等であるため交際費等といわざるをえない場合である。少なくとも、全従業員が対象となっているものは、それが慰安目的であり、合理性があれば、福利厚生費であり、万一、異常に高額である場合には、その差額は全従業員に対する給与と解されることになり、いずれにせよ、租税特別措置の交際費等の範囲外の問題である。

エ 次に、東京地裁の平成21年判決は、この57年判決を前提にしているためか、前述のように、従業員に対する福利厚生費の位置づけを逆さまに理解しており、次のような前提で解している。

「従業員の慰安行事のため支出する費用は、本来は損金に算入されない交際費等に該当するものであることを前提としつつ、その費用が『通常要する費用』の範囲にある限りは、従業員の福利厚生費として法人が負担するのが相当であり、その全額につき損金算入を認めても法人の冗費を抑制するなどの目的に反しないからであると解される。

したがって、専ら従業員の慰安のために行われる行事が、交際費等から除外されるためには、法人が費用を負担して行う福利厚生事業として社会通念上一般的に行われている範囲のものであると認められることが必要であり、通常一般的に行われる範囲内のものであるか否かは、当該行事が従業員の全員参加を予定したものかその一部のみを対象としたものか、開催の場所、慰安行事の内容、参加者1人当たりの費用等を総合して判断すべきである。」

しかし、現行の法の仕組みからすれば全く逆であり、法人が全従業員に対し、慰安のために支出するものは原則として福利厚生費であり損金算入可能であるが、例外的に、異常に高額な場合は差額分が給与になることはあっても、本租

税特別措置法の規定外である。他方、特定の従業員の慰安目的のためであるとする、その支出に合理的理由がなかったり、異常に高額であった場合には、本租税特別措置法の規定により交際費に該当する場合があります。従って、東京地裁平成21年判決は、福利厚生費も原則損金不算入という誤った前提の下で司法が果たすべき検討を怠った判断に過ぎない。

#### ④ 「通常要する費用」の解釈・立証について

なお、100歩譲って被告の論理が成り立ち、全従業員を対象にした慰安のための支出が交際費になるとしても、通常の費用の範囲内は除かれねばならないのであるから、被告は通常の費用はいくらで、本件ではそれをどの程度超えているということを立証しなければならぬはずであるが、被告は、ただ高いというだけで何ら根拠を示していないし何ら立証をしていない。

それだけではない。このような解釈適用は、冗費節約の趣旨を全く没却するものでもある。

例えば、企業が何周年記念に海外旅行を考えたが、円安で費用が高くなったため、その金額より安く国内での宴会にして従業員に我慢してもらって費用を抑えても、宴会として通常より高ければ、交際費課税されるという、冗費節約の趣旨に真っ向から反する解釈適用をしているからである。課税庁自らが交際費課税の立法趣旨に真っ向から反する解釈適用をしていることを、司法はきちんと租税法律主義の観点から規制すべきである。

(以上、注3の文献の205頁ないし209頁より引用)

㊦ 力作ですなあー。ところで、措置法61条の4の「交際費等」の概念の解釈・適用の他に、同条の「通常要する費用」の概念の解釈・適用にも争点があったようですが、何かいきさつがあったんですか？

㊧ はい。訴訟を続けて行くにつれ、「交際費等」よりは「通常要する費用」の方に裁判官の関心が移っている様子が伺えたからです。

ところが、この「通常要する費用」の解釈についても、学説はほとんどなく、判決も「通常要する費用」を超えているとするものばかりでした。そんな中で、私と永年交流のあった小関健三旭川大学教授・公認会計士・税理士が、本件訴訟の基になった審判所判決の評釈として論文(注5)を発表され、その論文に「通常要する費用」について判決批判を展開していることを知り、その論文も書証で提出すると共に準備書面でもその要旨を盛り込みました。

### 小関健三教授の裁決評釈の要旨

その論文から、「『通常要する費用』の判断基準を交際費の三要件のうちの『支出の目的』に求め、従業員の慰安行事の場合は、その従業員の慰安という目的の観点から、その目的に関する具体的諸要素を考慮すべき」とのヒントをいただくことができ、その後の原告の「通常要する費用」の解釈論の基盤となすことができたもので、以下、学説が乏しいため、その要旨を紹介する（アンダーライン箇所は筆者加筆）。

- ① 本件裁決は文理ではなく立法趣旨に拠って解釈していると考えられ、その結果「通常要する費用」という文言を「法人が費用を負担して行う福利厚生事業として社会通念上一般的に行われている範囲のもの」と捉えているが、後述するとおり、これは文理からかけ離れた解釈である。

文理に拠れば、①目的の要件、②相手方の要件、③行為形態の要件の三つの要件を充たせば交際費等となるが、規定振りに着目すれば当該除外規定は、新たな要件を付加して交際費等から除外するというよりは、基本的に柱書の要件との関連において交際費等ではない支出を表したものと考えられる。

- ② そもそも「専ら従業員の慰安のために行われる運動会や演芸会等」といった福利厚生のための慰安行事は、柱書に言うその他の事業関係者に対して行われる慰安行為とは“専らの”目的を異にし、単なる接待と言うよりは従業員に対する勤労意欲の確保（＝慰労）を目的とするものである。したがって、当該除外規定は、従業員に対し（①相手方の要件を充足）、単なる接待や交際等と言うよりは慰労を専らの目的として行われる（②目的要件充足の障害となる事実の存在）、運動会、演芸会、旅行等の慰安行事（③行為形態の要件を充足）のために「通常要する費用」であれば、交際費等に含まれないということを認知的に規定したものであると考えられる。

したがって、当該除外規定は、柱書の目的要件充足の障害となる事実（専らの目的が慰労にあること）と、その事実のための支出の必要性について定めるものと位置付ける

ことができる。

- ③ 「当該支出の動機、金額、態様、効果等の具体的事情」に照らして慰労目的が専らであると評価できるかがまず判断されるべきであり、続く必要性についても、全くの通常一般性ではなく、請求人が主張したような業種、業態、規模等の具体的状況下において当該慰労目的の実現のためには通常なら支出することが必要であったと評価できるかどうかで判断されるべきであると考ええる。

さらに言えば、抽象的に社会通念上一般的な慰労概念と比較するよりも、具体的事情に照らして認定された慰労目的のために通常要する費用だったかどうかを具体的状況に即して判断する方が、法が抑制すべきとしている冗費や濫費についての適切な判断ができると思われ、この方がより立法趣旨にも適う解釈である。

さすれば、本件「感謝の集い」に係る支出は、裁決がしているように、それが単に一般的に見て高額なものであるとか、通常より豪華な食事が供されているとか、一般的ではないと思われる著名人のコンサート鑑賞を伴っているとかというような、抽象的な社会通念から想定される程度や金額や範囲と比較して「通常」かどうかで判断されるべきではないことになる。

- ④ 例えば普段は耳目にすることのない優れた芸術や料理に触れさせることにより従業員の人格を涵養し心身を豊かにすることによって勤労意欲を高揚させ、また明日への活力を醸成するような慰労目的のためにあり、業種、業態、規模等の具体的状況に照らしてその目的のためには通常必要なものであったこと等の主張がもっとあって然るべきであったと考える。

（以上、注5の文献の208頁ないし211頁より要約）

- ㊦ 山本さんには、九州から遠く離れた旭川にも「助っ人」がいるんですねえ。今年だったら、大雪と新型コロナで協力してもらえないところでしたねえー。

なお、最高裁判決の動向はいかがでしたか？

- ㊧ 最高裁判決の分析は次のとおり（原告準備書面より引用）

① 最高裁昭和60年9月27日判決(注6)は、上告審であることから、上告人が主に憲法30条・84条違反を主張したのに対し、単に「原判決に所論の違法はない」等として、上告を棄却したものであって、事実関係に立ち入ってその当否まで判示したものとなっていない。

しかも、その事案は、その下級審判決によれば、いずれの飲食も従業員全体で行われたものではなく、その都度一部の者が集まってしたものであり、しかも、特定の者に偏っている。これに飲食の頻度(月数回から数十回一筆者加筆)や…飲食した場所(スナック、バー、すし屋、料亭等一筆者加筆)等を総合して考えれば、右飲食が、従業員全体の福利厚生のために行われる…従業員の慰安のため相当なものとして通常一般的とされる範囲内の行為であったと認めることができない」という事実関係であった(注6の一審 東京地判昭和56年4月15日より)。

② なお、最判平成6年2月8日(注7)も、上記最判昭和60年9月27日同様の判示しかしていない。

また、この平成6年判決の事案も、その下級審判決によれば、「いずれも、従業員を参加の対象とせず、一部の従業員のみを参加対象(参加人員は最大で20名、最小で2名、大部分は7名以下の少人数である)として、居酒屋、中華料理店、焼肉屋、寿司屋、割烹店等で行われ…、回数も平成元年3月から同年12月までの間に53回という多数に及んでいるものであり、…法において負担するのを相当とするような従業員全体の福利厚生のための支出とみることは到底できない」(注7の二審 大阪高判平成5年8月5日より)

③ 以上のとおり、「全従業員が参加し、その経済的受益・サービスの内容も均等である場合」については、未だ最高裁判所の判決は出ていないのである。

㉓ さて、本件の判決はどうなりましたか?

㉔ 本書では、作戦の立て方、学説判例の利用の仕方などの説明に重点を置きますので、紙面の都合上判決そのものの紹介はTA

INSにまかせることとして、簡略にエキスのみ以下紹介します(アンダーラインは筆者加筆)。

## 1、本件の争点

① 従業員全員を対象として慰安目的で支出される費用は、福利厚生費として、措置法61条の4第1項の「交際費等」には該当しないといえるか。

② 本件「感謝の集い」行事に係る費用は、仮に、同条第1項の「交際費等」に該当するとしても、同条の4第3項(現行第4項)の「通常要する費用」に該当するといえるか。

## 2、本件判決の結論

上記1①の「交際費」に該当しないとはいえないが、上記1②の「通常要する費用」に該当するといえると判示した。

## 3、判決の理由

(1) 措置法61条の4第3項の意義等を述べたうえで(中間省略) 当該行事に係る費用が社会通念上福利厚生費として認められる程度を超えているか否かについては、交際費等の損金不算入制度の趣旨及び目的に鑑み、当該法人の規模や事業状況等を踏まえたうえで、当該行事の目的、参加者の構成(すなわち、従業員の全員参加を予定したものか否か)、開催頻度、規模及び内容、効果、参加者一人当たりの費用額等を総合して判断するのが相当である。

(2) 「感謝の集い」行事に係る費用について

ア、本件行事は、原告及び協力会社等の従業員全員を対象とし、原告代表者が従業員に対する感謝の意を表し、従業員の労働意欲を向上させるために、他の従業員との歓談や交流の機会、コース料理及びコンサート鑑賞の機会を提供するものである。したがって、本件行事は「専ら従業員の慰安のために行われる」ものといえる。(中間省略) 本件行事は、従業員にとってある程度非日常性を有する場所への移動の要素を含むとともに、また、全従業員が一堂に会し、特別のコース料理を共に味わい、ライブコンサートを楽しむという非日常的内容を含むものであったといえる。(中間省略)。

㉓ さて、本件判決の意義と射程距離について述べて下さい。

㉔ 本件判決の意義は次のとおり

(1) 数多くの判決が、ことごとく、「交際費等に該当し、かつ通常要する費用の範囲を超えているので、課税処分は正しい」とする動向のなかで、本件判決は、「通常要する費用」の範囲を超えていないので「交際費等」に該当しないとして、その動向に歯止めをかけた点で意義がある。

(2) そして、その「通常要する費用」の判断基準を「支出の目的」に求め、従業員の慰安行事の場合には、その従業員の慰安という目的の観点から、具体的な諸要素を総合して判断するのが相当であるとした点（判例文25頁）に意義がある。なお、本件判決が「支出の目的」をいかに重視しているかは、判決理由の文中に「目的」という用語が実に11回出ていることに現われている。

(3) さらに、従業員の全員を対象とする日帰り慰安旅行にあっては、「非日常的な」要素が含まれているのが通常であって、その要素に則して具体的事情を考慮すべきとした点（裏返せば、抽象的・画一的な「日常的な」開催場所、内容、単価等を考慮すべきではないとした点）で、今後に向け、従前の判例・課税実務の壁を打破したところに意義がある。なお、本件判決が、「支出の目的」が

従業員全員参加型の慰安行事の場合には、「非日常性」の要素をいかに重視しているかは、判決理由の文中に「非日常性」という用語が実に11回出ていることに現われている。

（以上、注3の文献の212頁ないし213頁より引用）

㊦ 次に本件判決の射程距離は次のとおり

本件判決は、国からの控訴がなかったため一審で確定したが、従業員参加型の慰安行事の目的のときは「非日常性」が考慮されるのが通常であるとした点等において、今後、同種事案で他の下級審判決・最高裁判決の先駆けとして射程をのばす可能性がある。

（以上、注3の文献の212頁ないし213頁より引用）

㊦ この「感謝の集い」の費用の法人所得額はいくらだったのですか？

㊦ 5年分合計で、1億円超の多額でした。

㊦ 正にメデタシメデタシでしたねー。やれやれ、初春、早々、ごろうさんでした。またお会いする機会を!

㊦ きっとねー!



注1 本書で取り上げる事件（事例10、11）以前の勝訴判決（事例1ないし事例9の9つ）については、税務研究会発行山本洋一郎他著「税理士のための税務争訟講座～勝訴のコツを闘いの現場から」『税務Q&A』2014年11月号から2015年3月号まで連載、を参照。

注2 詳しい判例評釈は、山本洋一郎著「源泉徴収義務者と受給者との関係—最高裁昭和45年12月24日で残された課題」『公法の理論と体系思考—木村弘之亮先生古希記念論文集編集委員会編』215頁以下、を参照

注3 詳しい判例評釈は、山本洋一郎著「措置法61条の4（交際費等の損金不算入）の適用の限界—福岡地裁平成29年4月25日判決を契機に」『税法学』578号195頁以下、を参照

注4 松澤智著「新版租税実体法」平成6年11月15日版中央経済社刊の327頁ないし336頁等

注5 小関健三著「従業員に対する慰安行事費用の交際費等除外要件」税務弘報2016年4月号151頁以下租税法務学会（理事長増田英敏教授）「裁決事例研究」に収録

注6 最高裁昭和60年9月27日判決・税務訴訟資料146号760頁（一審：東京地裁昭和56年4月15日判決・税務訴訟資料117号4頁、二審：東京高裁昭和57年7月28日判決・訟務月報29巻2号300頁）

注7 最高裁平成6年2月8日判決・税務訴訟資料200号562頁（一審：神戸地裁平成4年11月25日判決・判例タイムズ815号184頁、二審：大阪高裁平成5年8月5日判決・税務訴訟資料198号476頁）

注8 東京地裁昭和57年8月31日判決・行裁例集33巻8号1771頁

注9 京都地裁平成11年9月10日判決・税務訴訟資料244号631頁

注10 東京地裁平成21年2月5日判決・税務訴訟資料259号25順号11138

**TAINSメールニュース No.488 2020.10.01**

**障害者控除／過去に遡及して障害基礎年金の支給決定を受けた場合**

(平31-03-19 非公開裁決 棄却 F0-1-1042)

本件は、請求人の配偶者乙が平成28年中に平成17年1月まで遡及して障害基礎年金の支給決定を受けたことから、請求人が平成25年分及び平成26年分(本件各年分)の所得税等について障害者控除の適用があるとして更正の請求をしたところ、原処分庁が更正をすべき理由がない旨の通知処分をした事案です。

審判所は次のとおり判断して、請求人の請求を棄却しました。

所得税法施行令10条(障害者及び特別障害者の範囲)1項2号は、精神保健福祉法45条2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を所得税法2条1項28号に規定する障害者に該当する者として掲げているところ、配偶者乙は、平成27年8月5日付で本件福祉手帳の

交付を受けていることから、本件各年分において、配偶者乙が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた事実は認められない。そして、配偶者乙が本件福祉手帳において、その障害等級が〇〇とされていることからすると、平成27年の前年又は前々年である本件各年分において、配偶者乙が、さらに重度の精神障害の状態である同施行令10条1項1号等に規定する「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」であったとは認められない。以上によれば、配偶者乙は、障害者控除の対象となる障害者に該当しない。所得税法は、同施行令10条1項各号に掲げる者を障害者控除の対象となる障害者として規定しているから、障害基礎年金の支給決定が過去に遡ってされたとしても、このことは当該判断を左右しない。

〈検索方法〉【キーワード】F0-1-1042

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

**TAINSメールニュース No.489 2020.10.08**

**役員退職給与額のうち「不相当に高額な部分の金額」があるか否か**

(令02-02-19 東京地裁 棄却 控訴 Z888-2306)

肉用牛の飼育、販売等を営む原告は、租税特別措置法67条の3第1項2号に定める農業協同組合等に委託して行う肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を適用し、また、原告を退職した元代表取締役乙への退職給与の支給額を損金の額に算入して申告をしたところ、肉用牛の売却取引の中には、特例適用が認められないにもかかわらず、委託販売取引であるように装われたものがあり、当該取引は、法人税法127条1項3号及び国税通則法68条1項の「仮装」に、かつ、国税通則法70条5項(現4項)の「偽りその他不正の行為」に該当し、また、乙の役員退職給与の額には法人税法34条2項の「不相当に高額な部分の金額」があるとして、青色申告の承認取消しを始めとする各処分を受けた事案です。

原告は、各取引に本件特例の適用がないことは争わないが、「仮装」の事実はないなどと主張しましたが、裁判所は、原告の行為は「仮装」「偽りその他不正の行為」に該当すると判示し、役員退職給与額の「不相当に高額な部分の金額」の有無についても、次のように判断して、原告の主張を退けました。

被告が採用した原告の同業類似法人の抽出基準はいずれも合理的で、平均功績倍率1.06であることが認められ、乙の最終月額報酬額は110万円、役員としての勤続年数は34年であり、平均功績倍率を乗じると3964万4000円となる。本件役員退職給与の額である2億9920万円のうち、上記3964万4000円を超える2億5955万6000円については、「不相当に高額な部分の金額」に該当すると認められる。

〈検索方法〉【キーワード】Z888-2306

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

**TAINSメールニュース No.490 2020.10.15**

**破産会社の更正の請求～前期損益修正によることが公正処理基準に合致～**

(令02-07-02 最高裁 原判決破棄 Z888-2307)

消費者金融業等を目的としていた株式会社クラヴィスは、平成7年度から同17年度まで(同11年度を除く。)の本件各事業年度において、支払を受けた制限超過利息等を益金の額に算入して法人税の確定申告をしていました。破産管財人である被告は、不当利得返還請求権に係る破産債権が、同27年に確定したことにより、本件各事業年度の益金の額を減額して国税通則法(平成23年改正前)23条の後発的事由等に基づく更正の請求をしました。

原審(Z268-13199)は、各要件を満たすとして、被告の主張を認容しましたが、最高裁判所は、次のとおり判断して、原判決を破棄しました。

法人税の課税においては、事業年度ごとに収益等の額を計算することが原則であるといえるから、貸金業を営む法人が受領し、申告時に収益計上された制限超過利息等につき、後に不当利得として返還すべきことが確定した場合においても、これに伴う事由に基づく会計処理としては、当該事由の生じた日の属する事業年度の損失とする処理、すなわち前期損益修正によることが公正処理基準に合致するというべきである。

上記の場合において、当該制限超過利息等の受領の日が属する事業年度の益金の額を減額する計算をすることは、公正処理基準に従ったものということではできないと解するのが相当である。

〈検索方法〉【キーワード】Z888-2307

(税法データベース編集室：藤原 眞由美)



**TAINSメールニュース No.491 2020.10.22**

**カード会員に付与したポイントの未使用分の損金算入時期**

(令01-10-24 東京地裁 棄却・確定 Z888-2302)

アニメのキャラクター商品等の販売を行う原告A社は、顧客(カード会員)がA社の店舗で商品等を購入する際に付与したポイントの事業年度末における未使用分に相当する金額(ポイント未払計上額)を損金の額に算入して申告したところ、豊島税務署長から、ポイント未払計上額につき、事業年度末において債務が確定しているとは認められないとして更正処分を受けました。裁判所は、次のように判示して、処分の取消しを求めるA社の請求を棄却しました。

カード会員の初回購入時に付与されたポイントは、期間内に失効して使用されなくなる可能性もある上、期間内に使用されるとしても、いつ、どのような内容を選択するかによって、

費用の発生する時期や金額が異なってくるものといえる。

そうすると、カード会員の初回購入時にポイントが付与された時点では、仮にその時点でA社の主張する債務(次回購入時における代金充当又は景品交換をすべき債務)が成立しているとしても、次回購入時における代金充当の選択又は景品交換の選択がされない限り、その債務に基づいて給付をすべき具体的内容が明らかにならないため、これに伴う費用が発生したとはいえ、その費用の金額を合理的に算定することができるともいえない。したがって、債務確定要件(法基通2-2-12)を充足していると認めることはできず、ポイント未払計上額を損金の額に算入することはできないというべきである。

《検索方法》【キーワード】 Z888-2302

(税法データベース編集室:市野瀬 音子)

**TAINSメールニュース No.492 2020.10.29**

**法人税等・消費税等の重加算税／通謀虚偽表示／虚偽の検収日の記載**

(令01-07-02非公開裁決 一部取消し F0-2-913)

請求人が、手書の図面を電子データ化する費用を損金の額に算入したことについて、原処分庁が、電子データ化が完了していないにもかかわらず、相手方と通謀して虚偽の証ひょう書類を作成し、その費用を損金の額に算入したことが事実の仮装の行為に当たるとして、法人税等の重加算税の各賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、同処分のうち過少申告加算税相当額を超える部分の取消しを求めた事案です。審判所は、重加算税の賦課要件を満たしていないと判断しました。

本来、検収書には、記録媒体が提出された平成29年6月末頃以降の日を施工完了日及び検収日として記載すべきであったと認められる。

一方、本件工事の目的は、原図を整理して最新版の完成図書を作成することであり、平成29年3月20日に提出された本件ファイルについては、少なくとも原図の電子データ化がされ、原図どおりの図面をまとめたものであった。

請求人の従業員A及び工事の受注者Bは、本件ファイルが提出されたことをもって、役務の提供が実質的に完了したものと考え、検収書に施工完了日及び検収日を2017年3月20日と記載したものと認められる。

AがBと通謀し、虚偽の施工完了日及び検収日が記載された検収書を作成することにより、本件工事に係る役務の提供が完了していないにもかかわらず、あたかも役務の提供が完了したかのように故意に事実をわい曲したとは認められない。

《検索方法》【キーワード】 F0-2-913

(税法データベース編集室:大高 由美子)

## 税理士がつくる、税理士のためのデータベース

無料お試し会員受付中



お試し会員への  
申し込み方法

- STEP.1 お手元に税理士登録番号をご用意ください。フォーム入力の際に必要なになります。
- STEP.2 お試し会員申込みフォーム <https://app6.tains.org/form/trial/> より、必要事項をご入力いただき、送信してください。
- STEP.3 送信いただいた内容に沿って、事務局にて照会・会員登録作業を行います。
- STEP.4 お客様宛に利用可能の旨が記載されたメールが届きます。内容に沿ってTAINSをご利用ください。



■TAINSメールニュース No.496 2020.11.19

**不動産所得の必要経費／親族が役員を務める管理会社に支払った外注費**

(令01-05-23 非公開裁決 棄却 F0-1-1078)

本件は、不動産賃貸業を営む請求人が、親族(妻乙、子丙及びその妻丁)が役員を務める不動産管理会社A社に外注費として支払った金員が、不動産所得の必要経費に算入することはできないとして更正処分等を受けた事案です。審判所は次のとおり判断して、請求人の請求を棄却しました。

請求人及びA社は、契約書等の合意文書、A社が本件委託業務に従事したことを証する業務日誌等の報告書のほか、本件委託業務に係る請求書及び領収証などをいずれも作成していない。本件賃貸業に係る管理業務について、賃料等の管理業務及び記帳業務(本件業務)を、乙等が行っている事実は認められるものの、契約終了に係る業務の一

部は、B社が行っていたこと等が認められ、当審判所の調査及び審理の結果によっても、A社が上記以外の本件賃貸業に係る管理業務を行っていたことを認めるに足りる証拠はない。また、乙等が行っている本件業務についても、委託業務に係る合意が明示的にされていたとは認め難いことに加えて、乙は、平成27年7月まで請求人から青色事業専従者給与の支給を受け、青色事業専従者として従事していた者であること並びに本件業務に要すると推測される労力等からすれば、乙が行った業務は、請求人の青色事業専従者として行ったものと認めるのが相当であり、A社の業務として行われたものとは認められない。以上によれば、本件各金員が本件賃貸業と直接の関係を持ち、かつ、本件賃貸業の遂行上必要なものとは認められない。

〈検索方法〉【キーワード】F0-1-1078

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

■TAINSメールニュース No.498 2020.11.26

**住宅用賃貸部分を含む中古建物の用途区分～課税対応課税仕入れの該否**

(令02-09-03 東京地裁 全部取消し 控訴 Z888-2312)

不動産の売買及び仲介業務等を目的とする原告X社は、将来の転売を目的としてマンション84棟(その一部又は全部が住宅として貸し付けられているもの)を購入し、消費税等の確定申告において、本件各課税仕入れが消費税法30条2項1号にいう「課税対応課税仕入れ」に区分されるとして、消費税額の全額を控除して申告をしました。これに対し、麹町税務署長は、本件各課税仕入れは同号にいう「共通対応課税仕入れ」に区分すべきものであり、本件各課税仕入れに係る消費税額の一部しか控除することができないとして、各更正処分をした事案です。裁判所は、次のように判断し、X社の主張を全面的に認めました。

X社が仕入れた収益不動産を賃貸することは、販売のた

め的手段として位置付けられるもので、その賃料収入は、収益不動産を賃貸することによって不可避免的に発生するものであり、事業の目的からして、副産物というべきものである。

各仕入日に賃料収入が見込まれることをもって、各課税仕入れにつき「その他の資産の譲渡等」にも要するものとして共通対応課税仕入れに区分することは、本件事業に係る経済実態から著しくかい離するばかりでなく、課税仕入れに係る消費税額について税負担の累積を招くものとそうでないものに適正に配分するという観点に照らしても、相当性を欠くものといわざるを得ない。したがって、各課税仕入れは課税資産の譲渡等にも要するものとして課税対応課税仕入れに区分するのが相当であるから、その全額が控除対象仕入税額となる。

〈検索方法〉【キーワード】Z888-2312

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

**全税共はVIP・年金の拡販を通じて**


**税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています**

**◆全税共の事業◆**

<p><b>VIP大型総合保障制度</b></p> <p>経営者大型保険 経営者保険総合プラン 経営者スーパープラン 団体所得補償保険 新・団体医療保険 介護・がん補償保険</p>	<p>経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します 要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります</p>
--	---

**全税共年金**  
税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円から

**事業承継(M&A等)顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン**  
**ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか**



**全国税理士共栄会** 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F TEL.03(5740)8331 FAX.03(5740)8333 <http://www.zenzeikyoo.com/>

■TAINSメールニュース No.501 2020.12.03

小規模宅地等の特例～「生計を一にしていた」親族の該当性～

(平30-08-22 非公開裁決 棄却 F0-3-670)

請求人らが、相続により取得した宅地(特定事業用宅地等)について、小規模宅地等の特例を適用して相続税の申告をしたところ、原処分庁から、請求人A(被相続人の長男・成年後見人)は被相続人と生計を一にしていた親族に該当せず、特例の適用はないとして相続税の更正処分等を受けた事案です。

請求人Aは、被相続人と「別居」していましたが、国税通則法基本通達等を根拠に「生計を一にするということは、日常生活において相手に力を与え助けることを経常的に行っているかどうか判断基準を置くべきである」などと主張して争いました。審判所は、次のとおり判断して、請求人の請求を棄却しました。

「生計を一にしていた」とは、同一の生活単位に属し、相助けて共同の生活を営み、あるいは日常生活の資を共通にしていたことをいい、また、「生計」とは、暮らしを立てるための手立てであって、通常、日常生活の経済的側面を指すものと解される。本件の場合、請求人Aと被相続人は、同居しておらず、請求人Aは、被相続人に係る食費、訪問介護費、日用品費及び医療費等について、被相続人名義の預貯金口座から出金した金銭等により支払うなどしていることからすれば、請求人Aと被相続人の間で、居住費、食費、光熱費その他日常生活に係る費用の主要な部分を共通にしていた関係にはなかったといわざるを得ず、他に日常生活に係る費用の主要な部分を共通にしていたことを示す事実も認められない。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】F0-3-670

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

■TAINS メールニュース No.502 2020.12.10

社会保険診療報酬の特例／麻酔科医が業務委託契約先の病院から受ける報酬

(令02-01-30 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2318)

保険医療機関であるAクリニックを個人で開設する麻酔科医である原告は、他の複数の保険医療機関(各病院)との業務委託契約に基づき各病院で実施される手術(本件手術)において麻酔施術を行い、その対価として報酬を受けています。本件は、原告が各報酬について概算経費により事業所得を計算して申告したところ更正処分を受けた事案です。裁判所は、各報酬額は、措置法26条1項にいう「社会保険診療につき支払を受けるべき金額」に該当しないから、概算経費額を必要経費に算入することができないとして、その理由を次のように判示しました。


各病院は、本件手術の実施に当たり、執刀医、看護師や臨床工学技士など、麻酔科医を除く全ての医療従事者を提

供しているほか、本件手術に必要な設備や器具、薬剤等についても全て用意し提供しているのであるから、各病院が自ら主体となって本件手術を実施したものであることは明らかである。そうすると、患者の治療等へのAクリニック(原告)の関与は、各病院が主体となって実施した本件手術において、その各種の医療関係行為の一環として行われた麻酔施術につき、麻酔専門医である原告を提供したにとどまるものといえる。したがって、原告は自ら主体として療養の給付を行ったとは認められないから、麻酔施術に係る社会保険診療につき支払を受けるべき地位にあるとはいえず、各報酬額は措置法26条1項にいう「社会保険診療につき支払を受けるべき金額」に該当しない。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】Z888-2318

(税法データベース編集室：市野瀬 茜子)



# 謹賀新年

皆様のご多幸とご清栄をお祈り申し上げます  
令和三年 元旦


---

## 税理士職業賠償責任保険

## 会計参与賠償責任保険

---

**株式会社日税連保険サービス**  
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階  
ホームページアドレス <http://zeirishi-hoken.co.jp>



■TAINSメールニュース No.503 2020.12.17

更正の請求～相続財産として申告した役員退職慰  
労金の一部合意解除～

(平31-01-24 非公開裁決 棄却 F0-3-677)

この事案は、相続財産として申告した役員退職慰労金(本件退職慰労金)の未支給分に係る債権・債務が合意解除(本件合意解除)されたとして、審査請求人が更正の請求をしたところ、認められなかったことから争われたものです。

不服審判所では、次のとおり判断し、本件合意解除は、国税通則法施行令第6条《更正の請求》第1項第2号に規定する「やむを得ない事情」によって解除されたとは認められないとして、同号に基づく更正の請求はできないとしました。

本件合意解除は、A社(被相続人が取締役会長であった会社)と相続人が作成した確認書に、未払退職慰労金の支給について、合意に基づきやむを得ず解除を行ったこと等

を相互に確認する旨の記載があることからすれば、法律で定める解除権(法定解除権)又は本件退職慰労金に係る契約に基づく解除権(約定解除権)が行使されたものとは認められない。

また、A社が連続して経常損失を計上するような状況において、本件合意解除が抜本的再建計画の一環として行われたとみることもできるが、A社の債務の切捨てが全取引金融機関からの借入金についても行われたわけではなく、A社の債務を消滅させる取引が本件合意解除に限られていることからすれば、飽くまでも本件合意解除は、任意に行われたものと認めるのが相当であり、本件合意解除に客観的な事情があるとまではいえない。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】F0-3-677

(税法データベース編集室：依田 孝子)

■TAINSメールニュース No.504 2020.12.24

行為計算否認／組織再編の一環として行われた  
同族会社からの借入れ

(令02-06-24 東京高裁 棄却 上告受理申立て Z888-2315)

Y社が、同族会社である外国法人からの借入れに係る利息を損金の額に算入して申告したところ、所轄税務署長より法人税法132条1項に該当するとして更正処分等を受けた事案の控訴審です。東京地裁(令01-06-27、Z888-2250)が、Y社の請求を認める判断を行ったため、国が控訴していました。

東京高裁は、国の控訴を棄却し、法人税法132条1項の不当性要件の判断枠組みについては、次のように判示しています。

同族会社が当該同族会社の株主等又はその関連会社からした金銭の無担保借入れが不当性要件に該当するかどうかについては、当該借入れの目的、金額、期間等の融資

条件、無担保としたこと等の理由等を踏まえた個別、具体的な事案に即した検討を要するものというべきである。特に、上記のような借入れが当該同族会社の属する企業集団の再編等の一環として行われた場合においては、(1)当該借入れを伴う企業再編等が、通常は想定されない企業再編等の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、(2)税負担の減少以外にそのような借入れを伴う企業再編等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情も考慮した上で、当該借入れが経済的合理性を欠くか否かを判断すべきである。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】Z888-2315

(税法データベース編集室：草間 典子)

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。 **税理士業界一筋45年余の信頼と実績**

**報酬自動支払制度が選ばれる理由**

- 理由1 未収金を防ぎ業務負担を大幅に軽減!
- 理由2 基本料金0円! 関与先1件335円で利用可能!  
\*郵送型「POST」の場合
- 理由3 総合的な売上管理が可能!  
\*ネット型「e-NET」(売上管理型)の場合
- 理由4 確定申告や相続税の申告など 不特定の報酬にも対応!

**用途に応じて選べる2つの方式**

**POST 郵送型 帳票を毎月郵送**

まずは1件から始めたい先生におすすめです。

- 利用料金
- 基本料..... 無料
- 口座振替請求手数料..... 335円/件

**e-NET ネット型 ネットで管理も楽々**

集金管理の効率化を図りたい先生におすすめです。  
e-NETの集金支援システム特許取得(特許第5117097号)

- 利用料金..... 1,800円/月  
(5日と28日両方の振替日をご利用の場合は、2,100円/月となります。)
- 口座振替請求手数料..... 240円/件

**ネット型「e-NET」新機能リリース**

税理士先生に代わり 関与先様へ「請求書」をメールで無料送信する新サービスを始めました。

※表示金額に消費税は含まれません。

「報酬自動支払制度」オンライン説明始めました。

オンライン説明をご希望の方は、お電話または、メールでお申し込みください。  
電話番号 03-3345-8888 アドレス h-shiryouto@nichizei.com

**東京税理士協同組合**

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1  
東京税理士協同組合会館 〒151-0051  
<https://www.tozeikyoo.or.jp>

**お問合せ 資料請求**

**0120-155-551**

東京税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス 事務代行社

ホームページからどうぞ

## TAINS で使える便利な書式集

日本法令が提供する書式集で、ビジネス文書 830、契約書式 250、内容証明 470、会社規程 120、各種申請書 670+40（マイナンバー）が利用できます。

※利用に際しては、マイクロソフト社の Word、Excel が必要になります。



各種申請書  
・届出書

- 労働基準監督署 ・労働保険料徴収法等・労働基準法（監督等）・労働基準法（時間等）  
・労働基準法（賃金等）・労働者災害保険法（業務災害等）・労働者災害保険法（通勤災害等）  
・労働者災害保険法（遺族補償等）・労働安全衛生法等
- 公共職業安定所 ・労働保険料徴収法等・雇用保険法（適用等）・雇用保険法（給付等）  
・雇用保険法（個人番号等）
- 年金事務所 ・健康保険法（適用等）・厚生年金保険法（共通の適用等）・厚生年金保険法（適用等）
- 協会けんぽ ・健康保険法（給付等）
- 税務署 ・所得税法等・法人税法・消費税法・市区町村
- 警察署 ・道路交通法等
- 国土交通省 ・建設業に関するもの
- 登記所（法務局） ・商業登記・不動産登記



ビジネス文書

- ・社内文書・社外文書
- ・税理士向け挨拶・通知文例
- ・メール文例
- ・英文メール文例



マイナンバー  
関連書式

- ・社内書式
- ・従業員用書式
- ・支払調書該当者用書式
- ・委託先用書式



契約書

- ・継続的売買取引・土地の賃貸借契約・建物の賃貸借契約・動産の賃貸借契約
- ・使用貸借契約・金銭貸借契約・抵当権・根抵当権・債権譲渡・仮登記担保設定契約
- ・動産譲渡担保契約・贈与契約・委任・委託契約・労働契約・請負契約・支配人選任契約
- ・経営委任契約・商取引開始から終了まで、その他・知的所有権契約・合併契約・株式譲渡契約
- ・営業譲渡契約・企業提携に関する契約・土地建物の売買契約、建物の売買契約
- ・近隣に関する契約・成年後見に関する契約・介護に関する契約



内容証明

- ・土地の貸借・建物の賃貸
- ・不動産売買・金融取引
- ・その他の取引・会社の運営
- ・社会生活上のトラブル
- ・親族・相続



会社規程

- ・経営・人事・総務関係規程
- ・業務・管理関係規程
- ・建設業の社内規程



事例別検索

- ・社員に関わる手続
- ・会社に関わる手続



ビデオライブラリ

- ・2時間で分かる決算書の見方
- ・2時間でできる人事考課評定者トレーニング
- ・問題社員を見抜く採用・面接の選考テクニック
- ・これだけは知っておきたい改正高年齢者雇用安定法



ビジネスサポート  
web セミナー

- 2017年改正個人情報保護法の注意点
- 最高裁判決からみるメンタルヘルス

### ダウンロードランキング

- 1位 ◆労働条件通知書兼雇用契約書
- 2位 ◆出向協定書
- 3位 ◆抵当権設定登記抹消申請書（弁済の場合）(R02.10)
- 4位 ◆定時株主総会議事録 取締役及び（互選以外の）代表取締役全員
- 5位 ◆顧問契約書（社会保険労務士）
- 6位 ◆委任状（汎用モデル）
- 7位 ◆金銭消費貸借契約書（汎用モデル〔分割払い〕）
- 8位 ◆秘密保持契約書
- 9位 ◆整理解雇予告
- 10位 ◆就業規則 無期雇用者用【従業員10人以上用の事業場】(R01.09)

# 検索キーワードランキング 20

順位	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月
1	消費税	消費税	消費税	消費税	消費税	消費税
2	相続税	譲渡	土地	相続税	相続税	所得税
3	退職金	譲渡所得	譲渡	退職金	退職金	譲渡
4	取得価額	譲渡費用	譲渡費用	資産税審理研修資料	借地権	土地
5	必要経費	土地	所得税	役員報酬	土地	贈与
6	土地	所得税	譲渡所得	役員	評価	評価
7	取得費	取得費	不動産所得	法人税	小規模宅地	役員退職金
8	所得税	不動産所得	取得費	土地	貸倒損失	法人税
9	贈与	贈与	建物	贈与	相続	相続
10	譲渡	必要経費	取得価額	所得税	法人税	相続税
11	借地権	建物	必要経費	交際費	役員報酬	貸倒損失
12	法人税	相続税	相続税	譲渡	建物	建物
13	建物	貸倒損失	相続	役員退職金	贈与	退職金
14	交際費	取得価額	退職金	寄附金	役員	役員報酬
15	資産税審理研修資料	法人税	貸倒損失	建物	低額譲渡	交換
16	重加算税	事業所得	交際費	定期同額給与	役員退職金	時価
17	役員退職金	雑所得	居住用財産	居住用財産	譲渡	同族会社
18	譲渡所得	交際費	法人税	借地権	みなし贈与	役員
19	貸倒損失	相続	役員	重加算税	所得税	寄附金
20	役員	東京税理士会	固定資産税	時価	非上場株式	譲渡費用

順位	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月	令和2年10月	令和2年11月	令和2年12月
1	相続税	消費税	消費税	消費税	相続税	消費税
2	消費税	相続税	土地	相続税	消費税	相続税
3	退職金	時価	建物	土地	借地権	交際費
4	贈与	譲渡	譲渡	所得税	贈与	贈与
5	借地権	借地権	相続税	贈与	譲渡	役員退職金
6	役員	役員退職金	評価	譲渡	土地	土地
7	土地	役員	借地権	法人税	交際費	建物
8	建物	小規模宅地	贈与	交際費	重加算税	譲渡
9	譲渡	土地	所得税	借地権	建物	譲渡所得
10	小規模宅地	法人税	貸倒損失	役員	取得価額	退職金
11	取得価額	贈与	退職金	時価	法人税	重加算税
12	役員退職金	建物	役員退職金	取引相場のない株式	時価	小規模宅地
13	寄附金	交際費	時価	建物	小規模宅地	不動産所得
14	所得税	貸倒損失	法人税	給与	みなし贈与	相続
15	貸倒損失	退職金	寄附金	役員退職金	所得税	株式
16	給与	譲渡所得	役員	資本的支出	評価	株式
17	法人税	交換	相続	退職金	修繕費	借地権
18	役員報酬	株式	駐車場	非上場株式	譲渡所得	必要経費
19	交際費	株式	交際費	貸倒損失	更正の請求	取得価額
20	みなし贈与	非上場株式	みなし贈与	相続	役員退職金	耐用年数

## 1 税法データベース収録情報一覧 2020.12.31現在

	所得稅	法人稅	相続稅	消費稅	他國稅	地方稅	その他	計
判決	6,151	3,303	1,526	304	516	350	799	12,949
裁決	2,081	1,573	1,157	448	225	10	1	5,495
通達	3,591	4,690	2,187	741	21	0	246	11,476
相談事例	1,909	3,960	2,926	2,409	125	1	346	11,676
その他文書	0	0	0	0	0	0	94	94
行政文書	84	141	0	19	2	0	1,946	2,192
計	13,816	13,667	7,796	3,921	889	361	3,432	43,882

・裁決には、非公開裁決3,303件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は9,065件です。

## 2 収録期間

2021.12.31現在

国 税	収録期間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和2年9月24日まで	
	裁 決	裁決事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和2年3月24日まで
その他		判決・裁決 令和2年2月25日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学のホームページによります。

## ■日税連税法データベース会員数一覧

2020年12月31日現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,317	26
東京地方	686	6
千葉県	246	2
関東信越	561	5
近 畿	1,220	4
北海道	197	1
東 北	337	1
名古屋	482	2
東 海	335	4
北 陸	157	1
中 国	327	1
四 国	167	2
九州北部	291	1
南九州	233	2
沖 縄	73	0
小 計	7,629	58
そ の 他	250	
合 計	7,937	

### TAINS 研修会のお知らせ

#### 名古屋税理士会

日 時：令和3年4月21日（水）13：30～16：30  
会 場：名古屋税理士会ビル2階ホール  
講 師：熊王征秀 住吉真  
テーマ：「誤りやすい消費税の実務」

※新型コロナウイルス感染症の影響により、延期あるいは中止となる可能性があります。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、会場型研修は令和3年3月まで開催を見合わせております。

なお、会員ページの「研修サイト」からはオンライン研修を配信しており、視聴後に受講時間を登録できます。



### TAINS 2021年新年号

- 発行日／2021年1月15日（VOL.27 通巻第225号）
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／西村 高史
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8  
日本税理士会館3F  
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail：info@tains.or.jp
- HP：https://www.tains.org

# 欲しい情報にたどり着く、進化した検索エンジン!! シンプルで使いやすくなった TAINS をご活用ください。

誰でも簡単に  
検索できる!!



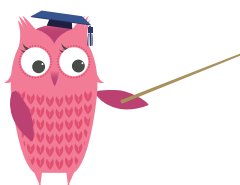
欲しい情報にたどり着く  
ハイブリッド検索!

読みやすい  
判決・裁決!!

TAINSで  
研修がうけられる。

## TAINSとは

TAINS (税理士情報ネットワークシステム) は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されています。税務に関する判決、裁決、通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。**TAINS は今回のバージョンアップで TAINS6.1 に進化しました。**新しくなった検索エンジンで、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。**ぜひTAINSにアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。**



### ■ 新しいアルゴリズムで進化した検索エンジン



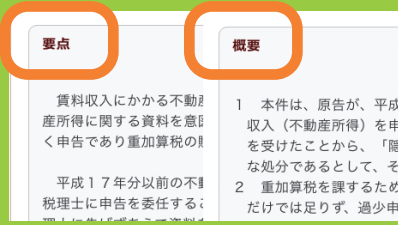
新しくなったフリーワード検索と TAINS キーワード検索を組み合わせたハイブリッド検索で、税理士が欲しい情報にたどり着けます。

### ■ 一度の検索で外部サイトと連携して情報を表示。



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

### ■ 税理士視点の「要点」と「概要」で裁決・評決を読みやすく。



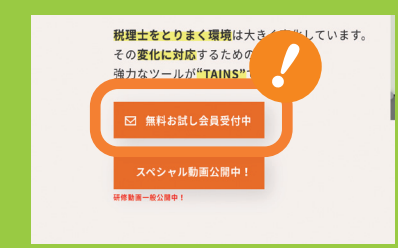
判決・裁決については、『本文』に加えて、裁判官視点でまとめた『概要』、税理士視点による『要点』を収録しています。

### ■ スマートフォンにも対応。



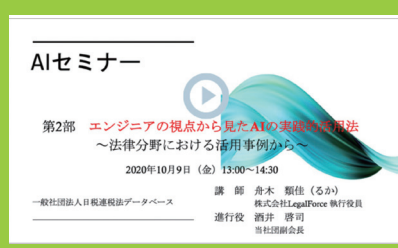
調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。

### ■ 退会者・お試し会員期間終了者の方はチャンスです。



今回のバージョンアップの特典として、退会者・お試し会員終了者にも再度お使い頂けます。

### ■ オンデマンドによるビデオ研修をTAINSで受講できます。



会員になると日税連研修システムと連携したビデオ研修が受けられます。



税理士の方であれば、30日間無料でお試しいただけます(退会者・お試し会員期間終了者も再度入会可能となります)。  
[www.tains.org](http://www.tains.org) トップページ無料お試し会員受付中のボタンから!! 是非お試しください。

■ 「無料お試し会員」で体感



会員でない税理士でもお試し会員に登録すると、30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます。

■ 税理士法人にも対応

<b>個人会員</b> <small>税理士個人の方はこちら。</small> 月払い <b>2,018円 (税込)</b> 年払い <b>22,186円 (税込)</b> <small>月払いよりも年間2,000円お得です</small>	<b>法人会員</b> <small>税理士法人で3ライセンス以上ご利用の方はこちら。</small> 月払い <b>4,037円 (税込)</b> 年払い <b>44,372円 (税込)</b> <small>月払いよりも年間の4,000円お得です</small>
--	---

新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

■ お得な年会費制度

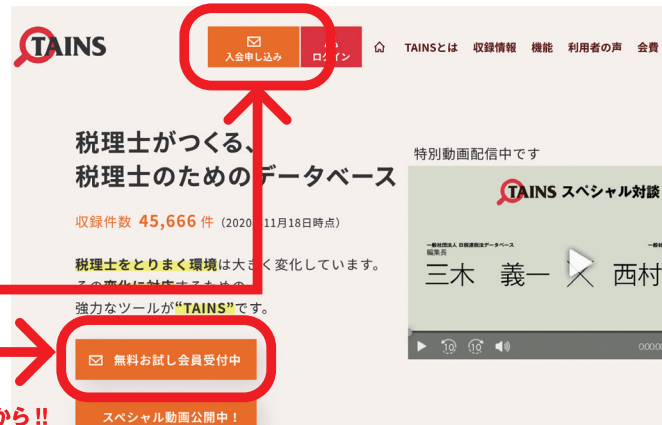
**24,216 円** → **22,186 円**  
(月払いの場合) (年払いの場合)

お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス  
[www.tains.org](http://www.tains.org)



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAX してください。  
 FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。

※無料お試し会員はこちらから!!

入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士 (法人) 登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名/法人名	<input type="text"/>		
メールアドレス*1			
会費等支払方法*2 どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間*3 どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的(メールニュース・研修等の TAINS からのお知らせ)の範囲内で適切に取り扱いたします。  
 ※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。  
 ※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。  
 ※お申込み確認後、ID 及びパスワードをメールでお知らせいたします。  
 ※入会月は無料です。  
 ※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。



# 次の世代につなげていきたいもの それは 税理士同士の助け合い

日本税理士共済会は  
昭和 28 年に西日本を襲った大水害から  
仲間を助けるべく立ち上がった  
当時の税理士によって創立されました。  
その「助け合いの精神」は現代にも脈々と受け継がれています。  
弊社独自の「災害見舞金」制度と「会務従業者見舞金支援」制度は、  
弊社ご案内の各制度にご加入の皆様にご負担いただいている制度運営費によって支えられ、  
近年の災害時にも役立てられています。  
一人ひとりのやさしいこころの寄り添いが、  
大きな助け合いの輪に――。  
「にちぜいきょうさい」は、  
この輪を次の世代につなぐためのバトンとして、  
引き続き活動してまいります。  
是非とも皆様のご加入を賜りますよう、  
心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長  
**江本 英仁**  
(関東信越税理士会 会長)



にちぜいきょうさい  
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F  
電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail [jim@zeirishikyosai.com](mailto:jim@zeirishikyosai.com) HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は  
公益財団法人日本税務研究センターが運営する  
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは  
こちら

